

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠和会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき又は評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により月次報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席又は評議員が評議員出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費を支払うことができる。

(理事及び監事の報酬総額)

第5条 法人の理事及び監事の報酬総額は、年間20,000,000円以内とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員又は評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年10月16日より適用する。

附 則 (平成23年3月22日) この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月14日) この規定は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月23日) この規定は、平成29年5月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日) この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会・評議員会 出席 監事監査報酬等	12,510円

※別表 1 の報酬金額は、源泉徴収金額を差し引いた後、10,000円支給する金額に設定。

別表 2

名 称	報 酬
理事長月次報酬 等	600,000円

別表 3

名 称	報 酬
理事業務報酬等	20,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬一日	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費